第二十二条の十一第四項中「第三十九条の十七の二第十項」を「第三十九条の十七の二第二十三項」に、「同条第九項」を「同条第二十二項」に、「第三十九条の十七第三項」を「第三十九条の十七第四項」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の十七第四項」を「法第六十六条の六第三項」に改め、同項第二号イ中「第三十九条の十七第一項」を「第三十九条の十七第二項」に改め、同号ロからニまでの規定中「第三十九条の十七第一項第一号」を「第三十九条の十七第二項第一号」に改め、同項第四号中「株式等」を「各事業年度終了の日における株式等」に、「第三十九条の十七第一項第一号」を「第三十九条の十七第二項第一号」に改める。

第二十二条の十一の二の次に次の一条を加える。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第二十二条の十一の三　施行令第三十九条の二十二第二項第十三号に規定する財務省令で定める事業は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第二十一号に掲げる事業とする。

第二十二条の十二第一項中「第三十九条の二十三第一項第一号」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第三十九条の二十三第一項第一号イに規定する財務省令で定めるもの」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるもの」に改め、同項第一号及び第二号中「第三十九条の二十三第一項第一号イ」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(1)」に改め、同項第五号中「第三十九条の二十三第一項第一号ロ」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(2)」に改め、同項第六号中「第三十九条の二十三第一項第一号」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ」に改め、同項第七号中「名称が明らかでない」を「名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の」に改め、同条第三項中「第三十九条の二十三第一項第一号ロ」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(2)」に改め、同条第四項中「第三十九条の二十三第一項第一号ロに規定する財務省令で定める寄附金」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める寄附金の額」に、「ものと」を「金額と」に改め、同項第一号中「寄附金」を「寄附金の額」に、「第三十九条の二十三第一項第一号ロ」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(2)」に改め、「に相当する部分」を削り、同項第二号中「第三十九条の二十三第一項第一号」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ」に、「もの」を「場合の当該合計額」に改め、同項第三号中「名称が明らかでない寄附金」を「名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金の額」に改め、同条第五項中「第三十九条の二十三第一項第一号イ及びロ」を「第三十九条の二十三第一項第一号イ(1)及び(2)」に改め、同条第十項を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　施行令第三十九条の二十三第一項第一号ロに規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

第二十二条の十二第十一項中「第九項第三号」を「前項第三号」に改め、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　施行令第三十九条の二十三第一項第二号ロ(4)に規定する財務省令で定める地域は、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

第二十二条の十二第十四項を次のように改める。

14　施行令第三十九条の二十三第一項第三号イ(2)に規定する財務省令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この項において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

第二十二条の十二第十五項及び第十九項中「第十二項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同条第二十一項第四号中「役員若しくは」を「役員」に改め、同条第二十二項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二十八項第三号中「（当該合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該各被合併法人。第三十四項において「当該合併に係る関係法人」という。）」を削り、同条第二十九項中「第三十九条の二十三第十八項」を「第三十九条の二十三第十七項」に改め、同条第三十項中「第三十九条の二十三第十八項第一号」を「第三十九条の二十三第十七項第一号」に改め、同条第三十四項中「合併法人は、」を「同項の合併に係る合併法人は、当該合併に係る各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該合併に係る各被合併法人）のうち法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けていない法人の」に、「法第六十六条の十一の二第五項」を「同条第五項」に、「当該要件」を「その認定を受けていない法人が二以上あるときにおける当該要件」に改め、同項各号中「当該合併に係る関係法人」を「その認定を受けていない法人」に改め、同条第三十五項中「、「一月一日」とあるのは「一月一日又は当該開始の日のいずれか早い日」と」を削り、同条第三十七項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十八項中「第四十項」を「次項」に改め、同条第三十九項を削り、同条第四十項を同条第三十九項とする。

第二十二条の十六第一項中「乳牛は、」を「交雑牛又は乳牛は、交雑牛にあつては」に、「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第十一号に掲げる種別である牛とし、乳牛にあつては同項第八号」に改め、同条第二項中「掲げる事項と」を「定める事項と」に改め、同項第一号イ中「次号」を「次号イ」に改め、同条第三項中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第二十二条の十七第一項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、同項第三号及び同条第四項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の十八の二第二項及び第四項中「損失補てん等契約」を「損失補**塡**等契約」に改める。

第二十二条の十八の四第一項第一号中「、第二十五号及び第二十六号」を「及び第二十五号から第二十七号まで」に改め、同項第三号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第六十七条の十四第一項第一号ハに規定する特定社員の権利に係る事項として財務省令で定めるものは、資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する特定社員があらかじめその有する同条第六項に規定する特定出資に係る同法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を放棄する場合におけるその旨とする。

第二十二条の十九の五の見出しを「（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「第三十九条の三十四の二第一項第一号」を「第三十九条の三十四の二第一号」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条の二十三の二の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二十三の三　施行令第三十九条の四十の二第二項に規定する財務省令で定める設備は、第二十条の二の二第一項に規定するインバーターとする。

2　施行令第三十九条の四十の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第三十九条の四十の二第三項第一号に掲げる建築物であることにつき当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十四条第一項に規定する所管行政庁が確認した旨を証する書類

二　施行令第三十九条の四十の二第三項第二号に掲げる建築物であることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する書類　同号に定める基準を満たすもの

第二十二条の二十四第一項中「第二十条の二の二第一項各号」を「第二十条の二の三第一項各号」に改める。

第二十二条の二十八及び第二十二条の二十九を次のように改める。

第二十二条の二十八　削除